

新たな情報財検討委員会（第7回）

日 時：平成29年3月13日（月）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎4号館12階 共用第1202会議室

出席者：

【委員】中村委員長、渡部委員長、竹市様（飯田委員代理）、今枝委員、上野委員、奥邨委員、喜連川委員、木全委員、清水委員、瀬尾委員、戸田委員、林委員、福井委員、宮島委員、森委員、柳川委員

【関係機関】内閣官房IT総合戦略室 山路内閣参事官
経済産業省 知的財産室 諸永室長
特許庁 総務部 仁科企画調整官
文化庁 著作権課 水田課長

【事務局】井内局長、増田次長、永山次長、小野寺参事官、福田参事官、岸本参事官、大手参事官補佐、松村参事官補佐

1. 開 会

2. 報告書案について

3. 閉 会

○渡部委員長 まだおそろいになっていない委員の方がおられますが、お越しになると思っています。時間になりましたので、ただいまから「新たな情報財検討委員会」第7回の会合を開催させていただきます。

本日は御多忙のところ、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日御出席をいただいている委員の方はお手元にある座席表のとおりでございます。また、関係の機関といたしまして、内閣官房、文化庁、経済産業省及び特許庁から御出席いただいております。

本日は本委員会の取りまとめの会合でございますので、豊田大臣政務官に御出席いただいております。よろしく願いいたします。

それでは、井内局長より御挨拶をお願いいたします。

○井内局長 本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本件、技術もビジネスモデルも非常に急速に進展している中で、かつ、政府の各部門でさまざまな検討が進む中で、短期、中長期の検討をしていただくという非常に難しい試みでございますけれども、いろいろ御議論いただきまして、ありがとうございます。さまざまな御意見を極力整理をして盛り込んでみたつもりでございます。

他方、週末、少しデータの登録制度を前提に、不正利用を防止するかなのような若干ミスリーディングな記事が出ておりましたけれども、必ずしもそういう方向の議論ではないということは、この場で議論していただいた皆さんが一番よく御存じだろうと思っております。そういう意味で、この場が真実ということで、御議論を続けていただければと思っております。

本日は、先ほど御紹介がありましたように、豊田大臣政務官にも出席していただいております。ぜひ日本の将来のためにいい方向性を出していただければと思っております。よろしく願いいたします。

○渡部委員長 ありがとうございます。

次に、議論に入るに当たりまして、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○福田参事官 配付資料でございますけれども、今日、クリップどめされている資料の例えばが机の上に置かれているかと思えます。資料につきましては、議事次第の面に書いてございますとおりでございまして、座席表と名簿を追加してございますけれども、資料といたしまして、資料1と2が事務局の資料、参考資料として1、2という4種類の資料をつけさせていただいております。

過不足等ございましたら、事務局までお伝えください。

○渡部委員長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論に入らせていただきたいと思います。これまでの議論を踏まえて、事務局から報告書（案）を作成していただいておりますので、この報告書（案）の説明を事務局からお願いいたします。

○福田参事官 資料1と2を使いまして、本日、報告書（案）という形で取りまとめさせ

ていただいておりますので、少し時間をいただきまして、御説明を差し上げたいと思います。

基本的に資料1に基づきまして、資料2は大きな目次がわりに使っていただければと思います。

資料1でございます。「新たな情報財検討委員会報告書（案）」というタイトルでございますけれども、サブタイトルといたしまして「データ・人工知能（AI）の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて」ということで書かせていただいているところでございます。

1枚めくっていただきまして、目次でございますが、導入としまして「はじめに」、今回の検討に当たっての基本的な視点、まず「第1. データ利活用促進のための知財制度の在り方」、1、現状と課題、2、論点、3、今後の方向性という形で取りまとめてございます。「第2. AIの作成・利活用促進のための知財制度の在り方」ということで、同じように現状と課題、論点、今後の方向性ということでまとめさせていただいた上で、最後に結びとして「おわりに」と書いてございます。

まず、2ページ目の「はじめに」のところでございますけれども、冒頭の大きな塊の部分につきましては、AI・IoT・ビッグデータについて、日本政府としての取り組みの状況について、ざっと俯瞰をしているところでございます。IoT・ビッグデータ・AIによる作業構造、就業構造、社会変革といった部分に大きくつなげていくということを目指しているところでございまして、下段のほうに参りまして、知的財産戦略本部におきましては、昨年度の次世代知財システム検討委員会という検討会を通じまして、主として著作権の観点から、知財制度上のあり方について検討を行ってまいりました。

こうした新しい情報財につきましては、コンテンツ産業に限られず、幅広い産業において波及していくということが想定されてございます。そうした基盤となる知財システムの構築を進めるということが、産業競争力強化の観点から鍵になってくると考えられます。

こうしたことを踏まえまして、昨年度10月から7回にわたりまして、この新たな情報財検討委員会を開催いたしまして、知的財産全てを視野に入れて精力的に検討を行っていただきました。

1枚めくっていただきまして、3ページ目、「基本的視点」。

3つございます。「第一 産業競争力強化の視点」というのが最も全体を貫く第一の視点として重要ということでございます。加えて「第二 保護と利活用のバランスの視点」「第三 国際的視点」、これら3つの視点を念頭に置いていただきながら、御検討をしてきたということでございます。

4ページ目、第1に入ります。データについてでございます。

冒頭の2つのパラグラフにつきましては、データ利活用のための技術的、法的な環境整備というのが状況として非常に進んできているということについての記述でございます。データの共有、利活用が我が国の産業力の原点になるという指摘もある中、図1、下のほ

うにございますけれども、示されてございますように、実際にデータ利活用のビジネスとしてさまざまな分野で、さまざまなデータの利活用の取り組みがなされているところでございます。

次に行っていただきまして、5ページ目、この状況にある中で、データを利活用したビジネスモデルやデータ流通基盤が十分に確立されていないということ、あるいは、不正使用された場合の対応に対する懸念や不安が払拭されないといったことなどを背景といたしまして、必ずしもデータの十分な利活用がされているとは言えない状況であるという御指摘がございました。

こうした状況認識のもとで、データが最大限利活用され、幅広い産業において付加価値が創出され、産業競争力強化が図られることを目指して、その基盤となる知財制度上のあり方について、全ての知的財産を視野に入れて検討することが必要であろうということでございます。

「(2) 検討の対象」でございます。

まず「① 基本的な考え方」でございますけれども、個人情報を含むデータであるとか、公的資金による研究成果につきましては、特殊な事情があるということで、また別途の検討に譲ることが適当であろうということで、今回の検討の対象としましては、図示されているようなところを念頭に置いてございます。

6ページ目に行っていただきまして、本検討委員会の検討の対象といたしましては、知的財産基本法のもとの知的財産権の対象になるかどうかというのは明確ではないものの、現行の知的財産法の知的財産に分類されるデータについてを中心に検討していただくことであろうと思います。

すなわち「② 具体的な検討対象」といたしましては、「著作権、特許権などの既存の知的財産権の保護対象とされないデータ」とその集合であって、収集・蓄積・保管するなど、中身に一定の投資や労力を投じることが必要なものとするということでございます。

このような価値のあるデータが、次の7ページに行きますけれども、現行の知的財産法の制度上どういう位置づけになるのかということを整理させていただいてございます。

「③ 現行制度と価値あるデータの位置づけ」でございます。こちらにつきましては、昨年度からの経緯上、大きく2つに分類をさせていただきます。「(i) データの集合のさせ方に関する価値に着目した知財制度」「(ii) データそのものの価値に着目した知財制度」ということで、(i)につきましては、昨年度の次世代知財システム検討委員会において既に検討したということで、今回も、この検討委員会におきましては、7ページ目、一番下でございますように、データそのものの価値に焦点を当てて検討を行うということにしたいということでございます。

8ページ目に行っていただきまして、データそのものに着目した制度と書いてございますけれども、このうち、知的財産基本法におきましては、知財のカテゴリーとして3つございますけれども、このうちのここでは(b)と書いてございます。「特に営業秘密その

他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」にいて着目するという事ではないかということでございます。

8ページ目から10ページ目にかけて、(b)のところで「営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」ということで、現行制度の状況につきまして、全体として詳細に記載させていただいておりますけれども、「(b-1)営業秘密」、それから、その他一般法による場合、具体的には契約、不法行為による保護、これらについて記載させていただいておりますけれども、詳細は割愛させていただきます。

11ページ目に行きまして「2. 論点」でございます。

まず「データの利活用に係る具体的な状況」で、データについては、企業の経営や研究開発の資源として、また、研究の視点からもデータの存在感が増している状況でございます。しかしながら、利活用によって生ずる便益に関する社会的な理解が十分進んでいないというのが現状ではないか。

こうした中、真ん中以下の「現行知財制度の状況」とございますけれども、価値あるデータの知的財産制度上の取り扱い、いわゆるデータオーナーシップについての整理が求められているのではないかと。

12ページ目にかけて、図3にございますように、現行著作権等の対象とならない価値あるデータをコントロールできる知財制度上の法的枠組みというのは、不正競争防止法の営業秘密としての保護しかないという状況でございます。これを選択するか、あるいは無制限無条件で利活用させるという選択肢のほかは、契約で当事者のみをコントロールするという選択肢しかないという状況でございます。

12ページ目に入りまして、したがって、現行の知的財産制度におきましては、異分野のデータ取引を拡大することであると、信頼関係の構築までに至らない中小企業・ベンチャー企業等との提携には一定のリスクがあり、業界の垣根を越えて「知」を共有し、連携・協働を進めて新たなイノベーションを創出するという、いわゆる「オープンイノベーション」が阻害されているという可能性がございます。

そこで、従来の契約等を締結するといった選択肢は尊重することにしつつも、データ秘密として管理しない状態で利活用を広く進めることを支援するような法的枠組みがビジネス上の選択肢として必要かどうかについて、検討する必要があると考えられます。

この際の「検討の視点」といたしまして、3つございまして、まずは、価値あるデータというのは利活用されこそ価値が生ずるということで、まずは利活用促進の視点を第一義的に考える必要があるでしょう。

13ページ目に行ってくださいまして、その次に、データを収集・蓄積・保管することについては、一定のコストがかかるわけでございますので、インセンティブ付与という視点も必要でございます。

さらに、図4に記載されておりますように、保護の必要性という観点のみならず、予見可能性であるとか、取引の安全の見地から許容されるかという許容性の観点も検討するこ

とが求められるということでございます。

ちょっとそれですけれども、唯一、先ほどの報道情報に出ていた、登録と書いてあるのは、実はこの図4に書いてございます共用性の観点から、外形的に認識可能なものという赤枠のところ、例えばということで、登録というのを一応例示の方法として書かせていただいているところでございます。

ちょっと脇にそれでしたが、続きます。14ページに行ってくださいまして「(1) 契約(民法)に関する論点」、課題①)としまして「契約に適切な利益配分の内容を盛り込めない可能性」ということございまして、契約はきめ細やかな条件設定が可能であるという、国際的な視点からも、新たな制度の創設は必要ないので、利点があるという御指摘がある一方で、価値あるデータについては、法令上の裏づけがある権利の対象ではないので、契約当事者間の力関係、認識不足等を背景に、利益が適切に還元される内容にならないおそれがある。ひいては、データの収集等のインセンティブを阻害する結果となる可能性があると言われてございます。

そこで、データ収集・蓄積・保管等のインセンティブ付与と、利活用のバランスに資するよう、データ利用に関する契約ガイドラインの策定等により、データ利用とデータ創出への寄与度に応じた利益配分などに関する留意点を整理することについて、具体的に検討を進めることが適当であるとしてございます

また、別の観点として、契約には第三者効がないという問題がありますけれども、これにつきましては、(4)のデータ利活用促進に向けた論点の中で整理させていただきます。

15ページに行ってくださいまして。「(2) 不法行為(民法)に関する論点」ということで、課題②)といたしまして「不法行為で保護されない可能性」ということでございます。

平成23年の北朝鮮映画判決、これは極めて特殊な状況の中での判断でございましたけれども、この判例以降の下級審におきましては、こうした検討の保護対象ではないデータに対する保護の可能性が低くなっているという指摘もございました。

したがって、これ以降の裁判例を整理することなどを通じて、民法の不法行為による保護の可能性について、予見可能性を高める取り組みを行うことが望ましいと考えられます。

また、必ずしも民法の不法行為に保護されない可能性につきましては、同じように(4)のところ改めて整理をさせていただきます。

「(3) 営業秘密・不正競争防止法に関する論点」でございます。

課題③)として「営業秘密で保護されない可能性」でございますが、価値のあるデータについて、適正な秘密管理がなされていない状況で不正利用がされた場合、不正競争防止法上の営業秘密としては認められないということが考えられます。この問題の対応につきましては、まずは企業における営業秘密に関する認識を高めるよう、引き続き取り組むことが適当と考えられます。他方で、こうした問題が生じる状況といたしましては、多数の主体によるデータの共同利用において、厳密な秘密保持契約を結ぶことを求めることが非

常に難しいという場合もあるという御指摘がございました。業種の垣根を超えて「知」を共有し、連携・協働を勧めて新たなイノベーションを創出するという、オープンイノベーションの観点から、秘密保持契約がない場合におけるデータ保護のあり方について、これも同じく次の（４）で整理させていただきたいと思っております。

続きまして、16ページの「（４）データ利活用促進に向けた論点」でございます。

課題④）「価値あるデータが死蔵される可能性」ということで、現在、データをコントロールする法的な枠組みは、不正競争防止法上の営業秘密としかないという状況でございます。本来であればオープンにして利活用を図るべきものまでクローズにされている。データの探索コストが上がる結果、価値あるデータが死蔵されている可能性が指摘されます。

その対応策としまして、図5に記載されてございますように、幅広いアプローチがあり得るわけございまして、1番目、民間の取り組みを支援するアプローチ、右のほうからかだんだん左に行きますけれども、広域性アプローチ、何らかの権利を付与するアプローチというものは考えられるところでございます。

まず、（i）、17ページの一番上からですが、民間の取り組みを支援するアプローチといたしましては、さらに3つ、（a）（b）（c）と分けられるかなと考えてございます。「（a）データ契約（規約等）上の留意点をまとめること」「（b）データ流通基盤の何かで事実上のルールをつくるように促すこと」「（c）セキュリティ等を高める取組を促すこと」というものが考えられます。こうした取組は即時性があって、世界的にも通用性を持たせられる。また、技術の進歩にも対応できるといったメリットがあると考えられますので、今すぐ取り組むべきという御指摘もございました。

（a）につきましては、データ利用に関する契約ガイドラインの策定等によりまして、データ利用とデータ創出への寄与度などに応じた利益配分などに関する留意点を整理することが考えられまして、こうしたことは契約内容の適正化、あるいは契約の締結を促進するという両面の観点から適当と考えられます。

（b）につきまして、データ取引市場において、データ保有者に一定の条件でデータを利用させる義務を課しつつ、ルールで利益還元を請求できるようにする仕組みというものが考えられますけれども、データの流通を促進する基盤となり、また、データの需要と供給のミスマッチの可能性の解消につながると考えられます。このようなデータ流通基盤を構築し、運用する基盤としまして、さらなる実証による課題の整理、ネットワークの強化やデータの互換性を確保するための標準化あるいはネットワークを支える人材育成なども求められると考えられます。

以上のように、データ利活用に関する実証やネットワーク投資、標準化、人材育成などの環境整備を進めるとともに、データ取引市場などのデータ流通基盤の確立の中で、利用とそれに伴う利益配分に関する事実上のルールをつくることによって、具体的に検討を進めることが適当であろうということでございます。

(c)でございますけれども、データについて、適切な形でオープンクローズ戦略を進めていくに当たっては、システムやサービスの設計を通じて、誰にアクセスを認めるのかということの管理することができるということが必須条件となります。こうしたセキュリティを高める取り組みを促すことによって、具体的な検討を進めることが適当であろうとさせていただきます。

続きまして「(ii) 広域性アプローチ」でございます。

ここには不正競争防止法を拡張して、データの不正利用行為のうち、一定の行為を新たな不正競争行為類型とするということが考えられます。

一つには、営業秘密の秘密管理性の定義を価値あるデータの保護のために見直すことも考えられるところではございますけれども、営業秘密の保護については、TRIPS協定という国際条約によって、国際コンセンサスの下で定められているものでございますので、我が国だけが特殊な制度をつくるというのは国際的視点から、必ずしも適当ではないと考えられます。

むしろ、新しく保護すべきデータの外縁を特定して、特に悪意の効果を類型化できるものについて、保護の必要性和許容性を考えた立法を行うということが現実的であるという御指摘がございました。

19ページに行っていただきまして、こうしたアプローチにつきましては、国際的な視点からも、不正競争一般については、パリ条約の10条の2というベースがあるということから、適当と言えるかと思えます。

以上から、価値あるデータの保有者、利用者が安心してデータを提供し、かつ、利用できる公正な競争秩序を確保するため、新たな不正競争行為の対象となる行為や、保護対象等のデータについて、産業の実態を踏まえて具体的に検討を進めることが適当であろうということでございます。

「(iii) 何らかの権利を付与するアプローチ」ということで、(a)と(b)2つに分けてございます。

(a)については「物権的な権利の設定」というアプローチでございます。欧州における特別の権利のような新たな権利を付与するということが考えられるわけではございますけれども、これについては理論的には強い物権的な権利があつて、かつ、その対象・内容が明確であれば、安心して取引ができるということで、利活用が進むはずであるという御指摘がある一方で、利用を拒否することができる排他的な権利を付与するということはむしろ利活用を阻害する恐れがあるという御指摘もございました。こうした幅広い御意見があったことから、利活用促進の観点で、利用を拒否する排他的な権利として物権的な権利を設定することについては、現時点では望ましいとは言えず、欧州における検討状況等を注視していくことが適当であろうとさせていただきます。

20ページ「(b) 利活用促進のための制限のある権利の設定」でございますけれども、FRAND条件などの一定の条件でライセンスを受ける意思を有する者等に対して、利用を許諾

する義務を課すということ、または、差止請求権が行使できる条件を制限するといった義務つき権利であるとか、あるいは、対価請求権のみを付与する報酬請求権が考えられるところでございます。こうした新たなルールを設定することは、特に我が国の場合においては利活用促進に資するという御指摘もございました。企業はライセンスを回避しようとするというのが実態であるという御指摘もあって、自前主義に走って利活用が進まなくなるおそれがあるという御指摘もございまして、意見が分かれるところとなりました。

以上から、データ部分の総括になりますけれども、まずは契約上の留意点をまとめることや、データ流通基盤の構築等「民間の取組を支援するアプローチ」を進めるとともに、新たな不正競争行為の検討等の「行為規制アプローチ」を進めることとして、その上で、制限のある権利を新設することについては、データ利活用ビジネスの動向であるとか、データ取引市場の状況、諸外国の状況を注視しつつ、必要かどうかも含めて引き続き検討することができるとしてございます。

21ページ、第1のデータに関する方向性のまとめでございます。今、御説明申し上げましたように「(1) 具体的に検討を進めることが適当な事項」としては3つ掲げてございます。「データ利用に関する契約の支援」「健全なデータ流通基盤の構築」「公正な競争秩序の確保」というものを掲げてございます。

それに対して「(2) 引き続き検討すべき事項等」ということでは、新たな制限がある権利に関する検討というものを、諸外国の状況を見つつ、検討していくということを掲げてございます。

以上が第1のデータに関する部分でございます。

続きまして、第2、AIについてでございます。「AIの作成・利活用促進のための知財制度の在り方」ということで、「1. 現状と課題」でございますが、AIに関しましては「汎用的なAI」と「特定機能を有するAI」という2つの種類に分けられるということでございますけれども、昨今は後者の、特に「特定機能を有するAI」についての技術進行、特に機械学習のうちディープラーニングと言われる深層学習についての手法が極めて著しいと言われているというところでございます。

そこで、23ページに行きまして、このような状況の中に、機械学習、特に深層学習を用いたAIの作成・開発を進め、利活用を促進することで、我が国の産業競争力強化を目指すべきという考えのもと、その基盤となる知財制度上の在り方について、知的財産全てを視野に入れて検討することが必要としてございます。

「(2) 検討対象」でございます。

「① 基本的な考え方」といたしましては、「特定機能を有するAI」を対象としまして、そのうちの「② 具体的な検討対象」としては「学習用データ」「AIのプログラム」「学習済みモデル」「AI生成物」とするということにしております。

24ページ、具体的にそれぞれの言葉についての定義がございますけれども、こちらは割愛をさせていただきます。

25ページに行っていただきまして、こうした現状を踏まえまして、本検討委員会の検討対象としてのAI生成物については、図7に書いてございます一定の入力に基づき学習済みモデルが出力したものと定義することとしまして、AI創作物を含んだ広範な概念としてAI生成物と呼ぶことにさせていただきます。

このような定義の中で、「2. 論点」でございます。「(1) AI学習用データに関する論点」、特に著作権法上の課題と書かれてございます。

「現行知財制度とAI学習用データ作成に係る状況」ということで、学習用データを作成するに当たりまして、もととなるデータに著作物がふくまれているという場合、著作権制限規程の一つでございます、著作権法47条7の規程に基づきまして、必要な限度で著作物を記録または翻案することが可能と言われてございますけれども、この条では、譲渡や公衆送信が規定されていないということがございます。このために、データ作成者とAI学習を行う者が異なる場合、データ作成者からAI学習者に対して、学習用データを提供または提示する行為が著作権法上違法と解されるおそれがあるという問題がございます。

これを、3つに分析してございますが、課題①-1)といたしましては、この学習用データを特定者間で提供・提示する場合につきまして、記述してございます。真ん中中ほど以下、学習データをAI学習を行う者へ提供または提示する行為が著作権法上違法と解されると、協業によるAIの作成・開発に支障が生じるおそれがございます。この点、当時者間における記憶媒体の譲渡、または、クラウド上へアップロードするような送信行為であれば、現行法上も違法ではないという指摘がある一方で、「特定」という言葉は著作権法上個人的な結合関係にあるものを指すとされているということで、かなり限定的に解釈されるという御指摘もございました。この点につきましては、AIの作成・開発の促進という観点から、情報解析という共通の目的のもとでの「公衆」に該当しない特定当事者間での提供・提示であれば、現行の著作権法でも可能と解釈されるべきであると考えられます。

課題①-2)でございますけれども、特定当事者間を超えて提供・提示をする場合についての課題でございます。

AIの性能につきましては、学習用データの量あるいは内容に左右されるといったことが御指摘のあるところでございます。

現在は、十分とは言えない我が国社会から生成される学習用データが、可能な限り共同で、効率よく収集され、AIの研究開発のために共有されることが望ましいと考えられます。しかし、学習用データの公衆への提供を可能としまうと、学習用データと称して、著作物の表現を知覚することが容易なデータまでが頒布されるというおそれがございます。権利者への影響も大きいと考えられます。この点につきましては、昨年度の次世代知財システム検討委員会での検討を踏まえまして、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、著作物の表現の近くを伴わない利用行為を含む一定の行為について、柔軟性の高い権利制限規定を整備するという方向性が示されているところでございます。新た

な時代のニーズに対応した著作権法の権利制限規定に関する制度設計や運用の中で検討を進めることが適当であるとしてございます。

課題①-3)でございます。「公的機関等におけるAI学習用データの作成と公衆への提供」という課題でございまして、官民連携で公衆への提供が可能なビッグデータのアーカイブを早急に進めるべきという御指摘、それから、AI学習用図書館をつくるといった御指摘もある一方で、利用を認める範囲について、コンテンツのようにアクセス権を有償化することでビジネスを行っている分野もあるためフリーとする分野とそうではない分野をきちんと切り分けるべきという御指摘がございました。

この点、公的機関の保有するデータが自前のものか、他社のデータ化で法制度上の取り扱いが異なるということや、分野によってデータの扱いに関する意識が異なるということで、統一的なルールをつくることは難しいという御指摘がございました。

そこで、関係の公的機関から、それぞれの観点から整理が求められていると考えられます。まずは、業界や分野ごとにデータ公開・共有への共通意識を醸成した上で、オープンサイエンス、オープンデータ等の目的に基づいて、各公的機関において適切にデータを公開・共有する取り組みを進めることが必要であるとしてございます。

続きまして、「(2) AIのプログラムに関する論点」でございます。

現行制度についての状況といたしましては「プログラムの著作物」あるいは「物（プログラム等）の発明」としてそれぞれ保護がされ得るという状況にございます。

29ページに行っていただきまして、課題②)といたしまして、AIのプログラムについて、こうした現行制度に加えて、追加的な措置が必要かどうかということについては、別途検討すべきという指摘もございますが、さらなるインセンティブ付与が必要とであるとする具体的な理由があるとは必ずしも言えないと考えられることから、当面現行法とは異なる権利付与をするといったことは行わず、引き続き、状況を注視していくことが適当であるとしてございます。

「(3) 学習済みモデルに関する論点」でございます。

「現行知財制度と学習済みモデルの作成に係る状況」につきましては、学習済みモデルの作成には機械による学習が必要で、その取得に「深層学習」においては学習自体にマシンパワーを要するものであるということで、ノウハウに価値があるという御指摘がございました。

こうした機械学習の指標については、現行、知的財産制度上、特許法の要件を満たせば「方法の発明」して保護されるということになりますし、不正競争防止法の要件を満たせば、営業秘密として保護されるということになります。

また、「現行知財制度と学習済みモデルの保護に係る状況」といたしましては「プログラムの著作物」として保護される可能性がございますけれども、学習済みモデルの場合、パラメーターとセットということでございますので、パラメーターがAIプログラムと別に保持されている場合、これらの組み合わせが著作権法上のプログラムに該当するのかどうか

かというのは、必ずしも明確ではないと考えられます。また、このような組み合わせが全体として特許法上のプログラムに該当する場合は、要件を満たせば特許法保護されるということでございますし、また、同じように営業秘密としても要件を満たせば保護され得るということでございます。

特に学習済みモデルについては、特徴的な利活用の方法があるということで、30ページ目、複製、派生モデル、蒸留モデルといった特徴的な利活用方法について、さらに31ページの図10で簡単に図示をさせていただいております。

「検討の視点」にございますように、こうした学習モデル作成には一定の投資、労力が必要ということでございますけれども、これを支えるような、投資回収が可能となるようなビジネスモデルを支えるためにどうするべきかという視点が必要でございます。この蒸留という技術につきまして、あるいは派生モデルというものについては、もとのモデルとの関連性を立証することが非常に難しいということも留意が必要ということでございます。

こうした中で、課題③-1) としまして、「『蒸留モデル』を前提とした学習済みモデルの保護の在り方」としては「契約による保護」というものが考え得るかと思えます。

契約をベースに考えるべきという御指摘がございまして、利用規約によって蒸留を禁止するという方法がございまして、これには対世効がないという限界はあるものの、技術の変化に柔軟に対応できる、国内外で活用できるという御指摘もございます。こうしたことから、契約の実態把握に努めるといったことを行いつつ、契約に盛り込む事項を明らかにして整理するといった、契約による保護の適切な保護のあり方について、具体的に検討するということが適当であろうとさせていただきます。

32ページ目「特許による保護」でございます。学習済みモデルの発明該当性については、審査基準専門委員会ワーキンググループにおいて議論を行っていただき、審査基準の事例の充実化をはかっているところでございます。これをさらに特許化する際の具体的な要件であるとか、保護され得る特許発明の範囲について検討を進めるというのが適当ではないかということでございます。

著作権につきましては「プログラムの取得物」の該当性の問題に加えて、依拠性の問題があるがゆえに、現状では、著作権を学習済みモデルに関する有効な保護ということは難しいということでございます。当面、AIの技術の変化や利活用状況について注視していくということが適当であろうとさせていただきます。

3つ目「新たな権利による保護」でございますけれども、AIのも技術の変化は非常に激しいということでございますので、新しい権利を、国内だけで通用する形にしてしまうというのは拙速であるという御指摘がございました。

33ページに行ってくださいまして、したがって、新たな権利を付与する必要性、その効果について引き続き検討し、AIの技術の変化や諸外国の動向を注視していくことが適当とさせていただきます。

課題③-2) 「ビジネス実態を踏まえた学習済みモデルの保護の在り方」というところでござい

ますけれども、現状のビジネスにおいて、学習済みモデルをそのまま取引せずに営業秘密として保護し、出力等の結果を使ってサービスを提供するというのが有力なビジネスの形態の一つであると考えられます。

一方で、ある程度オープン化して共有化していくことに当たっての問題につきましては、価値のあるデータの場合と同様に考えられるということで、前術のデータのところで、（４）データ利活用の促進に向けた公正な競争秩序の確保の検討の中で検討していくというのが適当であろうと考えられます。

最後「（４）AI生成物に関する論点」でございます。

現行知財制度の整理でございますけれども、34ページ目、課題④－１）でございますが、「AIを用いたサービスに関する保護の可能性」というところで、ビジネス関連発明の問題と書いてございますけれども、特許法は属地主義と言われていて、国内でのみ通用するというところでございますので、引き続きこれのビジネス関連発明の問題について、国際的な調和の取り組みを行っていくことが求められると考えられます。

課題④－２）著作物に関する保護の可能性につきましては、文化庁の過去の検討委員会におきまして、コンピュータ・システムを利用して創作したコンピュータ創作物についての考え方を前提といたしまして、こちらでは御検討いただきました。

35ページに行ってくださいまして、AI生成物を生み出す過程において、学習済みモデルの利用者に創作的意図があり、同時に、具体的な出力であるAI生成物を得るための創作的寄与があれば、道具としてAIを活用したということで、AI生成物には著作物性が認められ、その著作者は利用者となるということでございます。

しかしながら、具体的にどのような創作的寄与があれば著作物性は肯定されるかについては、非常に御議論のあるところでございますが、35ページの下からですけれども、AIの技術の変化は非常に激しく、具体的な事例が多くない状況でございますので、まずはAI生成物に関する具体的に事例の継続的な把握を進めるということが適当であると考えてございます。

課題④－３）「AI生成物が問題となる（悪用される等）可能性」につきまして、1つ目、学習済みモデルから学習用データ（著作物）が出てきてしまうといった問題につきまして、学習済みモデルからの出力結果の一部または全部がもとの学習用モデルの一部または全部と同一、または類似する場合をどのように考えるかという問題でございます。

生成物が著作権侵害と判断されるためには、依拠と類似性が必要とされてございますけれども、特に依拠につきましては、さまざまな御議論が36ページ目に書いてございまして、37ページに行ってくださいまして、そもそも人間の創作を前提とした従来の依拠の考え方というのがAIの創作物に当てはめてよいのかということから、さらに検討を進めていくことが必要でありまして、現時点では具体的な方向性を決めることは難しい。仮に依拠、類似性が認められて、著作権を侵害するとした場合に、権利侵害の責任を誰が負うのかという問題がございますけれども、これにつきましても、問題となる具体的な事例に則して引き続き検討とすることが適当と考えられます。

AI創作物の権利主張・濫用の可能性ということで、AI創作物をあたかも人間が創作したものであ

るとして市場に供給する問題ということをごさいますて、現行、AI創作物については、知財制度上、権利の対象とならないとされてごさいますために、AI創作物であることを秘匿して人間の創作物であると僭称したほうが有利になるということで、その結果、人間の創作物として取り扱われるようなAI創作物が大量に市場に供給される可能性が考えられます。こうして、さらにはトロール的に権利の濫用が生じることも想定されます。これにつきましても、さまざまな御議論、御指摘をごさいますて、現時点におきましては、38ページ、上のほうですけれども、AI創作物による人間の創作その他社会活動への大きな影響が出るか否か、不透明である。AIの技術の変化や利活用の状況を注視し、引き続き検討することが適当とさせていただきます。

むしろ、AI創作物については、産業競争力強化という観点から、AIを道具として利活用して、新たな創作を生み出す活動を推奨することが妥当であって、当面はこうした動きの広がり期待していききたいということをごさいます。

39ページに行ってくださいまして、最後、AIのまとめをごさいます。

「（１）具体的に検討を進めることが適当な事項」といたしましては、３つ掲げてごさいます。「学習用データの作成の促進に関する環境整備」「学習済みモデルの適切な保護と利活用促進」「AI生成物に関する具体的な事例の継続的な把握」としてごさいます。

「（２）引き続き検討すべき事項等」といたしましては「AIのプログラムの知財制度上の在り方」「AI生成物の知財制度上の在り方」について、引き続き具体的な状況を注視していこうということになってごさいます。

最後、結びといたしまして、40ページ目「おわりに」でごさいます。本報告書については、さまざまな観点から、課題と方向性の整理を行いました。ここでの検討結果を踏まえて、関係機関において、産業の実態などの把握をさらに進めつつ、検討を深め、適切な措置を早期かつ確実に実施するということが求められます。

また、諸外国の検討状況等を注視しつつ、国際的なハーモナイゼーションをとるべく、我が国から積極的に発信・提言するという事など、国際的な議論を惹起することを含めて、さらなる措置を行う必要があるかどうか検討することが求められてごさいます。

なお、ここで示された課題や取り組みの方向性はあくまでも原始点のものということに留意が必要となります。現時点におきましては、将来を見通すということ非常に困難という状況でごさいますて、今後、「デジタル時代において保護すべき創作性とは何か」とか「企業間の業界の垣根を越えた連携・協働やオープンイノベーションを前提とした知財制度はどうあるべきか」といった根本にも立ち返りつつ、必要であれば時代に即して法体系を見直していくことも求められると考えられます。その際、これまでのここ10年来のデジタルネットワークに対応したイノベーションというのが、海外手動で行われてきたことを念頭に起きながら、実現が期待されております第4次産業革命、Society5.0をもたらすような環境を我が国が世界に先駆けて実現するにはどうすればいいのか、今後、さらなる状況の発展にあわせて、社会全体を巻き込みつつ、不断に議論を行っていくことが必要と考えられます。

本報告書に示した方向性が政策として実現することにより、データ・AIの利活用促進による産業競争力強化が図られるということを期待いたしまして、データ・AIの利活用促進に向けた知財システムを含む議論が継続されることを期待すると締めくくってございます。

最後、別紙としまして、41ページ「具体的に検討を進めることが適当な事項等」を改めて、それぞれデータとAIと列挙させいただいております。

以上、非常に長くなりましたけれども、報告書の説明でございました。

○渡部委員長 ありがとうございます。

ただいま説明していただきましたけれども、報告書、現状と課題、論点というところがデータ利活用、AIの作成について、それぞれ書かれています。こちらはこの委員会の委員の先生方からいろいろ多岐にわたって御議論いただきました。それを極力盛り込んだ形になっております。

それぞれについて、データ利活用に向けた方向性あるいはAIの作成・利活用に向けた方向性、これは21ページと39ページにあります。これは具体的な方向性として、例えば21ページでいきますと、具体的に検討を進めることが適当な事項というのが3項目ございます。それから、引き続き検討すべき事項というのが1項目ございます。これが具体的な方向性ということで、この後、今日御議論をいただいた上で、知財推進計画2017に向けて、この上の検証・評価・企画委員会のほうでこの3項目を具体的に検討を進めることが適当な事項としてまた御議論いただき、盛り込むことを検討していただくという形になってまいります。

ということで、本日、これは最後の報告書の御議論ですので、具体的に修文あるいは御意見はこれについてはこういう考え方ということも含めてでございますけれども、御意見いただければと思います。どなたからでも結構でございます。また同じようにネームプレートを立てていただければと思います。いかがでしょうか。

戸田委員、お願いします。

○戸田委員 報告書の取りまとめ、ありがとうございます。

いろいろな議論がございましたけれども、本当によくまとめていただいたと思っております。

特に、現状と課題のところ、データの利活用例のイメージと想定される課題例を入れていただいたのは大変よかったと思います。

その中に、官主導のもと、もしくは一部の先端的なプレーヤーがリスクをとって試行錯誤的に実証実験などの取り組みを行っているという記載がございます。このような実証実験が進むと、一部積み残したデータの分類や、データを発生する者、収集する者、加工分析する者、データの利活用する者等の場合分けが進んで、どのような知財を保護したらよいのかという検討が進むと思います。

それから、委員会の議論とは逆になっているのですが、この報告書がまずデータ利活用促進のための知財制度の在り方を述べ、次にAIの作成・利用促進のための知財制度の在り

方を述べている。この流れは非常にいいのではないかと思います。読み手からしても随分読みやすくなったのではないかと思います。

一点、要望があります。AIのほうでは用語の定義がきちんと整理されているのですが、データの利活用のところは新しい言葉がいきなり出てきていると思うのです。リファレンスのところに委員会の資料等を引いているのですけれども、情報銀行とか、PDSという言葉がいきなり出てきていまして、こういうものは用語集を作るなり、用語の定義をきちんと整理したほうが、読み手にとって読みやすいものになるのではないかと思います。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

用語のところは多分、チェックをさせていただいて、盛り込めるところは加えたいと思います。

いかがでしょうか。

竹市さん。

○竹市様（飯田委員代理） ありがとうございます。

私どもも今回の報告書を拝見いたしまして、非常にわかりやすくまとめていただいていると思っております。ありがとうございます。

特に、この議論に臨むに当たりまして、私どもがちょっと気にしていたのが、データ収集側のモチベーションといいますか、収集側にどう配慮いただくかということでした。その中で、報告書記載の基本的視点で、保護と利活用のバランスの視点と記載いただき、内容もそういう形でバランスをとった内容にいただいていると思っております。ありがとうございます。

今後、ここにまとめていただいています、特に別紙で具体的に検討を進めることが適当な事項とされているものはぜひ推進していただければありがたいと思いますし、特にデータの③の公正な競争秩序の確保、具体的には不競法の改正のことを想定していただいていると思うのですけれども、このところを早期にお進めいただければと思います。

また不競法について、新たな行為規制というアプローチの記載がありますが、議論中秘密管理性の定義の見直しのところも提案させていただいておりますけれども、そのあたりも引き続き想定して御検討を進めていただければと思っております。

どうもありがとうございました。

○渡部委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

では、福井先生。

○福井委員 ありがとうございます。拝見いたしまして、私もこの報告書（案）、ほとんど何の異論もございません。大変なおまとめをしていただいたと思います。

1点のみ、細かいところですが、37ページ、いわゆるAI創作物について、これは人間のものだという僭称ということが記載されています。この後お話ししますが、これはやはり

国際社会に向けての発信が非常に重要になるところ、言葉としてキャッチーな、途中も登場したAIゴーストライターあるいはなりすましAI、こういった言葉も検討いただいてもいいかなと思いました。

あわせて、このページの下から5行目から「選択等の人間の関与が少しでもあればAIを道具として利用した創作とする立場を取るならば」、つまり、人間がちょっとでも関与すれば著作物になるという立場を取るならば「人間には創作できない量の創作物を公表する場合にのみAI創作物に関する議論が生じると考えられ」というところが、ロジカルに言うと、人間には創作できない量の創作物を公表するときにAI創作物の議論になるのはそうなのだろうが、この流れだと、人間には関与できないほどの量を公表したときに、この議論の実益が出ると記載するほうがわかりやすいのかなと、細かいところですが。しかし、これはお任せいたします。そんなふうに感じたというだけです。

おまとめのところにも記載がありましたけれども、この委員会では、本当に問題の多様な広がり、変化の早さ、特に、時には私が素人だからかもしれませんが、現場の実務化の間に置いてすら、これが問題点なんだよという認識に大分まだずれや幅があるように感じられるほどの全容のつかめなさということに、随分と隔靴搔痒というか、苦悩するような場面も我ながらあったように思います。そういう中で、この報告書では、論点出しにとどまると指摘されるような箇所も多々あるかもしれません。しかしながら、これはこれだけ変化が早い以上は、ある程度論点出しにとどまるということ、論点をこれだけみんなで話し合っただけということに大きな価値があるのではないかと思うわけです。

特に、この報告書は、データの利活用の点や、学習済みモデルの点など、民間と並走しながらそれをサポート指定校という姿勢が打ち出されていること、これが非常に評価できるのではないかと、個人的には思いました。

これからも、おまとめにもあるとおり、実態を把握しつつ、喜連川先生のかつての御指摘にもありましたが、データ実証的な視点も入れて、実態を把握しながら、走りながら考え続ける。情報社会は永遠のベータ版とよく言われますけれども、走りながら考える。そういう考え方も出ている報告になったように思います。

既に御存じと思いますが、今日明日と、総務省主催で国際シンポジウムがAIの社会影響及びルールづくりについて行われております。グーグル、マイクロソフトを初め、議論の中心にいるような国内外の人物が多く参加をしているところであります。私も明日、AIの知財問題について議論の現状を少し報告することを求められました。

また、6月には、初めてAI・人工知能 EXPOが開催されることになり、やはり人工知能と知財のお話を少しすることになっておりますが、海外からの引き合いが非常に多いそうです。とても関心が海外からも高い分野だと主催者からは報告をいただいています。となると、最後にぜひお願いしたいのは、海外発信であります。今回も、ちょっと、内閣知財本部が議論をリードしておりますから、ぜひリンクを紹介したいと思って探したのですが、新たな知財システム検討委員会の報告書に関して、内容の英訳が今のところ上がっ

ていないように思われました。もちろん知財計画のほうの英訳は立派なものが上がっておりますので、これを代用にさせていただきますけれども、せっかくですから、この委員会の報告も、簡単な内容で結構なので、ぜひ英訳でこれを発表して、リンクをつけられるような、言及されやすいような状態にさせていただきたいと思います。それが日本が世界に先駆けて議論をリードしていく、少なくとも先行して議論をしている、このAIと知財問題について、やはり発信をしていく、その手段になるだろうと思うわけです。

長くなりました。ありがとうございました。

○渡部委員長 ありがとうございます。

前半のほうでお任せいただきますとおっしゃいましたけれども、それも含めて検討させていただくということかと思います。

今枝委員、お願いします。

○今枝委員 あれだけ紛糾した中で、よく本当にまとめていただいたかと思います。

ですので、私は細かいところ2点だけ指摘させていただきます。

まず、17ページ、21ページ等に書いてあります事実上のルール、先ほど戸田委員のほうから、言葉の定義の話がありましたけれども、言葉の定義もその一つになるのですが、事実上のルールというところが、定義として、取引市場などのデータ流通基盤の確立の中で利用とそれに伴う利益配分に関する事実上のルール、これが法律ではなく事実上のルールというところがちょっとわかりにくいなと思ひまして、その点、明確にされたほうがいいのではないかと思います。

もう一点、これも非常に細かいところですが、30ページと32ページに、書面でもちょっと指摘させていただいたのですが、「AIのプログラムとパラメータの組み合わせ」が全体として特許法上の「プログラム」に該当する場合、これは非常にわかりやすい表現だと思います。

32ページ、実は同じ表現のはずのものが多分出ていると思ひまして、学習済みモデルが「AIのプログラムとパラメータ」の組み合わせで定義されている限りであれば、特許法上の「プログラム等」に該当するため。これはちょっと表現を合わせたほうがよろしいのではないかと。細かい指摘でございます。

以上です。

○井内局長 1点目の御指摘は、要するに、デファクトですけれども、デジュールではないという意味ですけれども、取引上で例えばルールをつくるとか、そういったことを想定して、事実上のルールというのものもあるかなと。あるいは、もちろん民間ベースで、慣行的なものがあるかもしれません。例えば民衆の取引が行われる中で、取引上のルールみたいなものがあるのかなというのも想定しているものでございます。

○今枝委員 幅広く考えられたとは思ひのですが、何となく申し上げたとおり、デファクトのルールなのか、それとも、当時者同士の取り決め、言ってみれば契約ですね。そういったものも含まれるのかというのはちょっとわかりにくいかなと思ひただけです。

○井内局長 当事者同士の取り決めについてはガイドライン的なものが例えばいろいろな業態ごととか、そういったものは関係省庁でこれから検討してもらえればいいのかと思っていますし、あと、何かもう少し取引所的なものができる場合には、それが官営であればもちろん一種のデジュールに近くなるのだと思うのですけれども、民営的にできるのであれば、それは取引所ルールみたいなものになるのかなと思います。いろいろなパターンがあり得ると思います。

○渡部委員長 よろしいですか。

瀬尾委員。

○瀬尾委員 まとめといたしまして、本当にあれだけ散らかったのだけれども、よく、おまとめいただいた、この作文はすばらしいと思います。

ただ、一つここで私が思うのは、やはり調整型、対応型で、現状対応型の結論になっていると思います。去年は大きな方向が出たので、現状どうやってすりあわせるかということ今年やってきて、非常に私は対応を細かくしていただいたと思います。

ただし、申し上げたいのは、これは2018年の施策のもとになる方針になるかと思えますけれども、次の年は2019年の施策のもとになる知財戦略を出す。とすると、これでは2020年どうしたらいいのか。それから、一般の方が見て、これは非常にプロ向けの細かな調整型の文章ですから、普通の人が見てほぼ理解できないはずで、それよりも、AIの時代に夢を見せるような大きな戦略的、これは政府のほうともあるでしょうけれども、戦略的、戦術的な方向性と、大きな方針を出した上で、それから戦術的な部分を組み合わせるというのが次の報告書には必要になると思いますし、このままだと2020年以降何をするのか、どんな夢のある未来があるのかが一般に伝わらないような気がします。また、そのコンセプトも少々欠けているように思います。

ですので、次年度についてはぜひこれをベースにして、一回最初に去年広げた、ある意味で大風呂敷的な、コンセプト的な結論になった、それを今回これだけまとめた。そして、現場の企業の方たちにもいろいろな形でニュアンスとアドバイスをいただいたりしながらつくりました。ただ、やはり現場対象になった部分が主になってしまったので、また揺り戻す必要があるのではないかというのが私の印象です。

そのときに、やはり前文と後文の中で、そこを抜き出して一般の方が見たときに、すごく訴求するような部分、こんな未来があるんだな、こんなふうに政府はやっているんだなと、こんなアドバイスがあるんだなということをしっかり書いていかないと、やはり専門家と現場のみに滑っていくと、施策はなかなか難しいかなと思います。

やはり先ほど2020後と申し上げましたけれども、大変経済的に寄与しないと難しい時代でありますし、TPPがこういう状態になった以上、その後、どういう枠組みができるのか、これは何もわからないでしょうけれども、そういうことの中で、AIを軸の一つの方向性を出せるということが、大きな宿題として私は残ったかなと思います。

ですので、私も本当に文章を見て勉強させていただきました。このように書くと微妙な

部分が何とかなるんだなというのは、たくさんそういうところがある、本当にお手本のよ
うな文章だと思いますが、ぜひ次に、この報告書の後にはそういう大きなテーマをお考え
いただきたいと思います。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

森委員。

○森委員 ありがとうございます。

まずは、大変な取りまとめの御尽力について、お礼を申し上げたいと思います。今、あ
んなに散らかっていたのにというお話もありましたし、文章が見事という話もありました
が、私も全く同感でして、本当によくおまとめいただいたと思います。

特に、具体的に申し上げて起きますと、18ページの行為規制アプローチの話ですが、そ
の議論の際に私も、あくまでも例え話ですけれども、改正個人情報保護法の不正データ提
供行為の罪の話などをしていただけですけれども、そういう例え話しかできなかった、非
常にふんわりしたことしか言っていなかったのに、この18ページの最後の2行ぐらいです
が、行為規制アプローチをするときに「保護対象となるデータについては、予見可能性や
取引の安全の見地から許容されるかとの観点で、例えば、データの利用にあたって、一定
の条件があることについて外形的に認識可能なものとする」というような、非常にしっか
りとした形でお書きいただいている、大変勉強にもなりましたし、見事だと思いました。
ありがとうございました。

すごく細かい指摘を2点だけ指摘させていただきますと、15ページで、そもそも現状、
どうなっているかという話で、不法行為とか営業秘密の話がありますけれども、この営業
秘密のところ、(3) 営業秘密の課題③)の2番目のパラグラフで「この問題の対応に
ついては、一義的には営業秘密の要件を満たすように秘密管理などを行う取組の問題であ
ると考えられるため」という記述があるのですけれども、これは全くそのとおりだと思
いますが、たしか会合の中で、昨年度、営業秘密管理指針が改訂されて、営業秘密の要件が
厳格ではなくなったということの御指摘もあったと思いますので、そのことも脚注か何か
で入れていただいたほうがいいのかと思いました。

全体的に非常に網羅性がありますので、そういうことを入れていただいたほうがいいの
かなと思いました。

41ページです。これは全くてにをはだけですけれども、「価値あるデータ」の①②③の
ところで、全部「整理すること」「進めること」「作ること」といっているのに、③だけ
「保護対象となるデータ」で終わっていますので、多分、保護対象になるデータについて
検討することとか、そういうことかなと思いました。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございました。

清水委員、お願いします。

○清水委員 何か感想を言わなければいけない会なのかなと思ったので。

内容に的には、全体的には全然何も文句をつけようがないと思うのですが、1点だけちょっと気になったのが、22ページの最初の話ですけれども、「汎用的なAI」と「特定機能を有するAI」という言葉を今回は採用している。今回の話は特定機能を有するAIの話ですよとなっているのですけれども、汎用的なAIも例えば歌を歌うことができる汎用的なAIは特定機能を有するAIなのかどうかみたいな話になりかねないので、これは別に法律ではなくて単なる報告書なので、現時点での話でいいと思うのですけれども、ここからいろいろなものが出てくるときに、結構進歩が早いので、下手すれば来年の今ごろには今私たちが汎用的なAIと思っているものが出てくる可能性はゼロでは全くないということは、ちょっと機具としてあって、先ほど瀬尾さんからもありましたけれども、これがこのまま2020年を迎えることができるかということ、私は正直、AIを実際に仕事としてやっている人間からすると不安があると思っています。

2020年はまだ3年後ですから、3年後に汎用的なAIがないのかと言われたら、だって、おとし、これはあと5年無理だと言われたことが去年の夏には全部できていて、できていないことを探すほうが今結構難しく、AI研究者は非常に困っているという現状がありますから、なので、これは継続的に議論をウォッチしていかなければいけないだろうということは同意なのですが、あと、要望としては、中小企業やベンチャー企業、もしくは知的財産そのものでもうけようとしている会社がこの場に余りにも少なく、議論がどうしても運用をどうやって楽にするかとか、ビジネスではなくて日々の仕事をいかにスムーズにやるかみたいなことに注目されがちなので、いろいろ事情があると思うのですけれども、私以外にももうちょっと小さ目の会社の、実際にビジネスをやっている人がこういうところに参加できるようになると、もうちょっと実態に近いと思う。正直、私一人でその人たち全員を代表できるとは思っていないのでそこはちょっと次回もしこういうことをやるのであれば、考えていただきたいと思いました。

ありがとうございます。

○渡部委員長 ありがとうございます。

木全委員。

○木全委員 私もちっと感想的な話になってしまうのですけれども、非常に議論があった中で、うまくまとめていただいたなと思っております。

特に、具体的に検討を進めることが適当な事項と、引き続き検討すべき事項という形で短期的に取り組めるものと、中長期的に、状況が非常に早く動いている中で、どうしても今ここでまとめられない部分をうまく取り出してまとめていただいたことは、非常によかったかなと思います。

ここに書いてあるとおりでございますので、引き続き検討すべき事項というのは本当に引き続き検討していく必要があるかなと思いますので、そのときにまた産業競争力強化、保護と活用のバランスというところをずっと継続的にウォッチしていくことが重要かなと思

います。

あとは、私、メールのほうでは、どうでもいい、「。」が2つあるとか、(1)が違うとか、どうもくだらないことを幾つか送っておりますので、よろしく願いいたします。

○渡部委員長 ありがとうございます。

林委員。

○林委員 ありがとうございます。

私も、始まったときにはどうなることかと思ったものが、このようにまとめていただきまして、大変感謝しております。

特に、この進度の速い分野におきまして、具体的に検討を進めることが適当な事項と、引き続き検討すべき事項とに分けています。前者は現在進行している議論、また、今年中にはめどかつきそうな議論ぐらいのポイントだと思います。後者の引き続き検討すべき事項、これは現時点では来年とイメージしていますが、今、清水委員からお話があったように、もしかしたらすぐやらなければいけないことかもしれませんが、そうは言っているも議論の整理をするためにはこのように時期を分けて議論することが必須であったと思いますので、今回の整理は非常に効率的になされたものと思います。

また、冒頭で日立様から、トヨタ様から、それぞれデータ収集側と利用側のバランスをとった意見書になったというコメントをいただきまして、一つ安心したところでございます。また、清水委員からは、この会議の中で終始ベンチャーや中小企業の立場の視点をいつも開示していただきまして、大変感謝しております。清水委員からもこの大きな流れについては異論がないという言葉がいただけましたのでステークホルダーの皆様方にとっても、今回のまとめ方に御異論がなかったということで、一安心いたしました。

ただ、一般の方にわかりにくい、という点は確かにそうなのだと思います。この週末にリード文においてミスリーディングな報道が一部に出ってしまったということからも、「新たな情報財」というと、あたかも新しい権利として知的財産権として何かを法律上位置づけることがこれで決まったかのような誤解をされやすい空気というのはあるのだと思います。

この会議の出発点のときには、確かにそういう観点もあったかと思いますが、ただ、ここでステークホルダーの皆様と議論する中で、本日、2017年度においては、まだその新たな権利を創設することはメリットよりもデメリットのほうが多いのではないかということがコンセンサスになったものと思いますし、その理由はコンパクトにまとめられたこの報告書の中に出ております。ですので、こういった誤解を生まないように説明というのは必要だと思いますし、また、国際発信の点で、福井先生のお話があったように、せめて英訳を、自動翻訳なども駆使してブラックな働き方にならないようにしながら、霞が関の働き方改革も含めて、効率的にぜひ実現していただきたいと思います。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

宮島委員。

○宮島委員 大変な取りまとめをどうもありがとうございました。

私もこのデータの利活用をまず前面に打ち出したこの取りまとめでとてもいいまとめだと思いますし、この議論の中で、スピード感が、多分多少知財の話にふだん一応触れている私から見ても、ここまでのスピード感だということが、改めて思うことがとてもありましたので、本当にそのスピードにうまく対応し、さらにそれをリードしていくという姿勢というのが、ここから先、すごく問われると思います。

本当にこの分野に関してはいろいろな省庁でいろいろな会議が、細かくグループとかを設けられていて、私も一通りざっと見たのですけれども、それはそれぞれに取り組みられてある意味すばらしいことだと思います。逆に、往々にして、読むとちょっとずつ違うところがあるのです。書きぶりとか、それは違うのは別にいいのですけれども、その違うことによることの調整に時間を取るとか、そこの足並みをそろえるところに手間をとるとい、時々起こるそういうことは本当に避けていただきたいくて、このスピード感を全部の当事者というか、やっている方々で共有して、少しでも前に出て行くような形でやっていただければいいかと思います。

同じように、今、記事の話もありましたけれども、私どもメディアの人間も完全には理解していないところがあると思いますし、さらに言うと、昨今では、事実が前に出るのか、偽ニュース騒動みたいなものもありますけれども、みんながそうだと思ってしまったことのほうが影響を与えてしまうという、私から見ても怖いことが起こっていると思うので、単にこの委員会に参加している人たちはわかっているというところではだめで、みんなが真実に近いことを理解しないと、多分前には進まないと思うのです。なので、その説明に関しても、本当に多分よくわかっていない人たちまで砕くということは、メディアとしてお願いしたいところで、みんながこの分野のプロではないので、やはりわかるようにやっていただければと思います。

さらに、この報告書の直接の主題ではないのですけれども、セキュリティということに関しての不安というのは私はずっと思っていて、また100%大丈夫ですよと言われると、かえって、一つ何かが起こったときに、やはりだめではないかということになりがちだと思うのです。国民への説明として、セキュリティはこれだけやっています。仮にこういうことが起こっても、こういうところでこれ以上被害は広がりませんみたいな、少し複合的なというか、100%大丈夫というのではない、もうちょっと、さらに突っ込んだセキュリティの説明は必要だと思います。

さらに、18ページはセキュリティを高める取り組みを促すことと書いてあるのですけれども、ちょっと私は全体の文章の中で、これを今から変えてほしいという希望ではないのですけれども、ちょっとセキュリティに対する書きぶりが弱いかなという気がしていて、特に、(c)の最後から4行目で「社会意識を考慮すれば、確実に必要な取組であるとの

指摘もあった」とあるのですけれども、ふだんの霞が関文章の中で、必要な取り組みもあるとの指摘もあったというのは、一部反対意見もあったに聞こえるような単語使いだと私は思っていて、これは「も」ではなくて「が」ではないかと、細かいところで思ったのですけれども、ともかく、セキュリティーの大事さというのは、常にどこの委員会やどこの組織においても繰り返し言わないと、なかなか一般の人たちの信頼を得られない部分かなと思いますので、よろしく願いいたします。

○渡部委員長 ありがとうございます。

柳川委員、お願いします。

○柳川委員 私も報告書自体は大変すばらしいまとめをしていただいたので、特に異論はないのですけれども、順番に意見を言っているようなので、意見と感想を申し上げさせていただきます。

結果的には、データの利活用とAIという、割とオンゴーイングないろいろな御意見がありましたけれども、現在かなり動いていることに関して、2つの柱が立ったということだと思うのです。なので、これから動いていくものを引き続き捉え続けなければいけないというのが大きなポイントなのだろうと思います。

AIのほうが、恐らく非常に大きな発展の可能性があると思うのですけれども、こちらはそのままAIの開発者の方々が発展させていってくれるので、ある意味で余り心配してなくて、問題はデータの利活用のほうで、こちらはテクノロジーが進めばできるものではなくて、制度整備をしていかないと実際には回っていかないものなので、ある意味でここで出しているようなものであるとか、あるいはこれからほかの委員会に出てくる問題であるとか、そういうものできちっとやっけていかないと、うまく回っていかない、発展していかないと思うので、非常に重要なことなのかなと思っています。

少し難しいのは、いわゆるデータの取引とか、売買とか、市場というものが、実際にどんな形でどのように回っていくのかというのは、まだ多くの方には見えていない、あるいは現実化していないものなので、ある意味で非常にイメージがつかみにくいのだと思うのです。

ここで、検討を進めることが適当ということで、幾つか分かれているのも、ある意味ではどういう形で、そういうものが世の中にあらわれてくるかというのが、そんなに明確でないがために、幾つか御意見が分かれているということもあるのだと思います。

繰り返しですけれども、ここはどういう形で出現させていくかということも含めて、非常に大きなポイントだと思いますので、今後、本当に何が取引として実際起こりえるのかということも含めて、少し実態をきちっと把握しながら検討していくべき将来の課題なのかなということを改めて、読ませただいて思いました。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

喜連川委員。

○喜連川委員 褒めないといけないみたいなのですけども、私はこの報告書がいいとか悪いと言うよりも、多分会議は本当にいいのではないかと考えています。政府の会議というのは原稿を書いてきて、審議会が多いわけですけども、本当にリアルタイムでCPを使うという、ぜひほかの審議会もこれをまねしていただければありがたいというぐらい、すばらしかったと思います。

冒頭、福井先生が、あるいはほかの先生方も変化が激しい激しいとおっしゃっていただいているのですけれども、変化の激しさ感がありますと、デバイスも完璧なリミットを売っていますので、逆に変化がなくなっているのが今です。ただ、領域が広がっていますので、いわゆるアクセラレーティング・リターンズと言いますけれども、収穫加速が大きくなったという意味での変化は大きいというのが現状でございまして、では、なぜ日本がIT分野、つまり、ITがディスラプトしているということを全体感としてアグリーされると、ここをメインフレームのコンパチをつくって以降、全然元気がないというのは、変化の激しさを感じるような会議を政府が持ってこなかった。ぼうっとしていたということが最大の原因かもしれないという気がすごくするところであります。

ですから、ぜひこういうものを継続的に肌で感じるような場を国家として持っていたと、ということが、私は非常に重要なのではないかと考えています。

この報告書に関しましては、皆さん褒めておられるのですが、大学の先生は余り褒めるのが好きではないので、申し上げますと、もうちょっと具体感があるとうれしいなと言う気がします。私は親委員会の際の著作権の問題について申し上げたのは、原則、小保方さんの問題を解くためには論文の著作権をぎゅうぎゅうと主張することをやられると、コピーをディテクトできなくなる。これが日本の最大の問題で、この問題はどうするのですかというような具体的な課題を提起することが非常に重要だと思うのです。要するに、全ての国民がわかりやすいように、そういう意味でいいますと、ここに書いてあることのデータの重要性というのは、宗教論としてはわかるのですけれども、何かこれを読んだ人が肌で感じられるかということ、もうちょっと距離があるかなという気がします。

ITの業界で昨年一番おもしろかったのは、オーストラリアのタックスオフィス、税務賞です。そこのデータが全部なくなってしまった。物すごく笑ってしまうような話なのですけれども、これはHPがシステムを組んでいたのですけれども、HPは何と言ったかということ、これは某ディスクベンダーさんのディスクをうちは使っているので、ディスクが悪いのではないかしらとおっしゃられたのです。ということはどういうことかということ、多分、ディスクベンダーさんがHPからデータをどんどん解析することを許諾していて、それをメンテナンスすることをやっていたからそういう発現ができるのではないかと気がしなくもないです。

一方で、テスラはどうやっているかということ、テスラは全部データを収集していますけれども、ユーザーはそのデータを見られるのですかということ、誰も見られないですね。誰がデータをホールディングしているのかということ、さっぱりわからない。

今、このところ最も大きく世の中を変化させるのはこの次今年から来年にかけては完璧にアレクサだと思っています。個人的にはです。これは今まで検索エンジンがテキストでされていたものが、今、ボイスに変換されるということで、この変化感は巨大なマーケットシフトが起こります。では、このデータは一体だれのものなのですかというのものはっきりしないですね。

つまり、何が言いたいかという、データのホールディングライツというのがよくわからないという気がいたしまして、このところがはっきりすると、いわゆる機会損失はすごく少なくなるような気もするのですけれども、はっきりさせないほうがいいのかもなくて、ちょっとこの辺はのうてんきな大学の先生にはわからないのですけれども、やはり類型化が一定程度あることが、私はこの世界の問題を明らかにするという意味では非常に重要なのではないかと思っております、今回、難しかったと思うのですけれども、ぜひそういうことを一步一步明らかにしていただくことが重要ではないかという気が個人的にはいたします。

第2点目は、データとAIという接続ですけれども、前回の委員会にも出ていましたしその前からずっと出ていましたけれども、原則アルゴリズムは相当の部分がオープンになっていまして、差分感はそれほど大きくないのです。そうすると、完璧に大きなディファレンシエーターは何かというと、データになってきます。ですので、データのインポートをAIのところにももうちょっと強くお書きいただくのがいいのではないかという気が個人的にはいたしました。

最後、ここが一番難しいことですが、データの共有というものをどうスティミレートするかというのは非常に難しい問題だと思っております。特に、国家あるいは世界において社会にこのデータを共有してくれればこんなにいいのになということがあるにもかかわらず、企業的な理念のために一切そんなことはやりたくないということがまかり通っているというのも現実だと思います。ここを逆にグローバルにあるいは国家としてスティミレートすることができると、我々は非常に胸がすっきりするようなアクティビティになります。

したがって、前段の話というのはまだまだ煩惱の話です。この社会のためのデータ共有ということこそが実は本丸になってくるのではないかという気がして、ただ、今回の議論の中ではそこまでやると、もっと発散してしまいますので、余り強く希望を述べさせていただくことはしませんでしたが、流れとしては、長い方向感から見ますと、そちらのほうにだんだんシフトしていくことは多分確実だと思いますので、繰り返しになりますけれども、時代は変化していくのが早いとお感じになられるかもしれませんが、過去からずっと早いのです。過去、早いと感じなかったということは単にサボっていただけの話ですので継続的な御努力をお願いしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○渡部委員長　ありがとうございました。

上野先生。

○上野委員 この報告書に関しまして、先ほども若干ミスリーディングな報道があったのではないかという話がありましたけれども、その関係でちょっと気になる記述があると思いますと、20ページ目の下から4行目のところに、「『行為規制アプローチ』を進める」という表現があります。これは、おそらく、不正競争行為の見直しという行為規制アプローチが妥当かどうかを検討することを進める、という趣旨に理解すべきだろうと思うわけですが、一般には、「行為規制アプローチ」と「権利付与アプローチ」というと、前者は不正競争防止法による対応で、後者が特許法等による対応ということでありますので、「『行為規制アプローチ』を進める」というと、不正競争防止法の見直しを進めるというように聞こえてしまうかも知れません。もちろん、報告書案にいう「『行為規制アプローチ』を進める」というのは必ずしも不競法の改正を進めるのではなく、そのことが妥当かどうかの検討を進めるという趣旨なのかとは思いますが、誤解を招かないように表現を工夫するというのも一つの選択肢かもしれないと感じた次第です。

以上です。

○渡部委員長 大体一通り伺ったかと思いますが。

すみません。奥邨委員。

○奥邨委員 ちょっと花粉症がひどくて長くしゃべるとくしゃみをしそうなのですが、皆さん御発言なさったので、一言だけ。

私としては、非常によくまとめていただいたということを一言申し上げたいということと、最後に「おわりに」のところにありますように不断の見直しが必要だということについて、まさにそのとおりだと思いますし、幾つもまた 検討の中で新しい問題も出てくるだろうと思いますので、ぜひまた今後よろしくお願ひしたいということでございます。

○渡部委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

修文とかのところでは事務局は大丈夫ですか。今の内容のところ、よろしいですか。

細かいところでいろいろ御指摘いただいたところは修正等かけさせていただきますので、その旨、こちらとして一任させていただきたいと思っています。

少し今後の取り組みとか、さまざま御指摘いただきました。これについては後で私も少し述べたいことがございますが、今日、お越しいただいている関係省庁の方々、何か御発言はございますでしょうか。

内閣官房IT室。

○山路内閣参事官 内閣官房IT室でございます。

経済の活性化とか、安心安全な国民生活とかを実現するためには、データの活用が重要だと考えておまして、我々は「オープンデータ」、政府や自治体が持っているデータを公開し、利活用できるようにすることというのと、企業の皆さんが持っているデータを、個人の関与の下で先ほど出ましたけれども、情報銀行やPDS、取引市場といったよ

うな仕組みを活用しながら、データを流通活用できるようにすることに取り組んでいく予定でございます。

知財本部とも連携して取り組みたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○渡部委員長 文化庁。

○水田課長 文化庁著作権課でございます。

壮大なテーマにつきまして、おまとめいただきまして、ありがとうございます。

著作権に関しましても、非常に短期的な課題からやや中長期的な課題まで、さまざまな御指摘をいただいているものと承知しております。

特に、短期的な部分につきましては前回、ヒアリングでも御説明いたしました。今回も報告書の中に記載させていただいておりますけれども、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会で2月に中間まとめを出しまして、現在、パブリックコメントをしておりますが、その中で、柔軟な権利制限規定につきまして、提言をいただいているところでございますので、その結果を踏まえまして、速やかに取りまとめ、制度化に向かって引き続き進めていきたいと思っております。

どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。

○渡部委員長 ありがとうございます。

経産省。

○諸永室長 経済産業省知的財産制作室長の諸永でございます。

この場でも不正競争防止法に関していろいろ御意見をいただいておりますし、宮島委員からもスピード感を持ってといったところでお話をいただいておりますけれども、我々経済産業省として、まさにこちらの議論なども踏まえ、既に並行しながら不正競争防止法についての検討を進めているところでございます。

そして、本日、この場などでいただきました御意見などについては、今度、3月17日に我々の小委員会の開催を予定しておりますので、その中で知財事務局より御紹介いただくように準備を進めています。まさにスピード感と、ここでの議論をそのまま引き継げるような形で議論を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○渡部委員長 特許庁、お願ひします。

○仁科企画調査官 特許庁企画調査官の仁科でございます。

今回、おまとめいただきました報告書にも、具体的に検討を進めることが適当な事項としまして、特許権に関する事項をお示しいただいているところでございます。特許庁では、本委員会に関連する議論といたしまして、学習済みモデルの適切な保護等を目的としまして、特許にするための具体的な要件等について検討するというところで、今日の報告書の32ページにもお示しいただいておりますけれども、審査基準専門委員会ワーキンググループのほうで検討を行わせていただいております。その検討の結果につきましては、近々公表することを予定しておりますので、公表した後は、今日も一般向けにどのようにわかりや

すく説明していくのかという問題提起もいただいておりますので、特許庁といたしても、ユーザーの皆様に関わりやすく説明していくことをやっていきたいと思っております。

また、今日の皆様の御意見の中でも、AIの技術進歩が非常に早いという御指摘がございました。特許庁としましても、技術進歩の動向を注視しつつ、学習済みモデルに限らず、技術の進展に考慮しながら、またユーザーの皆様のお意見をしっかりと聞きながら、検討しました事例の追加等、引き続き検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○渡部委員長 ありがとうございます。

今日、委員の皆様から御意見をいただきましたが、この報告書に関しては、おおむねこの形で出させていただくということで御同意いただいたものと考えております。

少し修文等、御指摘事項があったかと思っておりますので、それについては事務局と相談させていただき、取りまとめさせていただきたいと思っております。これについては共同委員長である私と中村委員長に一任という形をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○渡部委員長 ありがとうございます。

それでは、必要な修正を行った上で、本委員会の取りまとめとさせていただきたいと思っております。

これで私の議長としての仕事は基本的には終わりなのですが、今回、新たな情報財検討委員会の議論を取りまとめする上で、本委員会の意義等について、両委員長連盟でメモを作成させていただきました。今、お手元にお配りさせていただきます。メモを作成させていただいた主旨は何かというと、今回の委員の皆様にも、重ねて御礼を申し上げたいということでございます。

例年検証・評価・企画委員会の下にワーキンググループあるいはタスクフォース、いろいろな形でプロジェクトが立つことがございますけれども、検証・評価・企画委員会は知財全体を見ているのに対して、その中のどこかの特定のトピックスに絞って、専門性の高い委員に参加していただいて、つっこんだ議論するというのが今までのやり方でございます。

私は産業財産権の側ですが、一昨年は営業秘密、昨年は知財教育というテーマで、その分野の専門家の方に集まっておりますので、少し専門が絞られてきますので、焦点をあてた議論がしやすくなりますが、今回、実はこのデータと人工知能を議論するに当たっては、むしろ多様な専門性が必要であったということではなかったかと思っております。実は知財戦略計画をつくるプロセスの中で、こういう横断的なタスクフォースは、初めての試みだったかと思っております。その点、このチャレンジは困難を伴ったところがございますが、先ほど議論が取りちらかったとか、いろいろご指摘がございましたけれども、まさしく多様

な専門家の中で、観点が違うところが一時期なかなかかみ合わないようなこともあったか
と思います。まさに今回このようなことを乗り越える試みそのものが、非常に重要なチャ
レンジだったのではないかと思います。

まさしく、IoTだとか、ビッグデータ、人工知能という、非常に変化の激しいところで、
しかも従来の法律の垣根を超えて議論しないといけないところが多々ございました。逆に、
今回、喜連川先生にもこういう議論をすることがいいことだと発言していただきましたけ
れども、この経験は実は今後非常に価値を持ってくるのではないかと考えております。知
財に関する政府の政策の立て方、あるいは企業の戦略、教育のプログラムの開発におい
ても、今までどおりではできない部分があるなということも感じました。そういう意味で、
非常に意義のあるものだったと思っております。

スピードのお話もいろいろございました。まさしくそのとおりでございますが、先ほど
言いました営業秘密のタスクフォースのときは、そのときに書けなかったことが、実はそ
の後、不競法の改正で実現されたりしています。ここで議論したことが、逆に言うと、環
境の変化、スピードが速ければ、そこで生かされるということもございます。ただ御指摘
いただきました、一般にわかりやすい説明と、これは実は事務局とも相談しておりまし
て、報告書は報告書なのですが、この内容についてどうやってコミュニケーションをとって
いくか、海外に持っていくかという、これは5月までの間にいろいろな形で工夫をしたいと
考えております。

ということで、何よりも委員の皆様にはここで感謝させていただきたいと思
います。

中村委員長、続けてお願いいたします。

○中村委員長 私から少し補足いたしますと、昨年の次世代システムの議論では、主に著
作権の制度について、AI生成物を含む議論をいたしまして、それもかなり挑戦的な取り組
みだったと思います。しかし、それを通じて2点の課題に直面いたしました。

1つは、AIやIoTによる第4次産業革命が国の中心課題となっている。そうした中で、デ
ータそのものの扱いが戦略的に重要だという認識がされるようになったということが一つ。

もう一つは、それは著作権だけではなくて、特許、営業秘密、契約といった知財システ
ム全般にわたる整理が必要となってきたということが2点だったと思います。

それを踏まえて、今年はこの議論だったわけですけれども、その結果、今回も世界に先
駆けての挑戦となりまして、現時点で到達可能な結論を得た、整理ができたと私も考えて
おります。

これを知財計画2017に反映させて、それによって国家政策に持ち込みたいところでご
ざいますが、この知財本部での議論は、毎年紛糾します。それが最後は毎年うまい報告がま
とまってよかったとなるのですけれども、それではだめでして、報告ではいけません。実
行も大事だと考えます。

報告ですけれども、「はじめに」の中に、知財システムは政府全体の取り組みでなければ
ならない。特に私はIT本部が手がけているデータ流通のインフラ整備と知財システムと

というのは対をなすものだと思いますので、知財とITの政策連携を望むところであります。

それから、「おわりに」の中には、日本からこれを積極的に提言して行って、国際的な議論を起こしていくということと、知財制度の根本に立ち返って法体系を見直していくということが記載されています。「はじめに」と「おわりに」のところはかなり強いメッセージが込められていると認識しております。

しかしながら、今日は複数の委員の皆さんから指摘がありましたように、この議論がかなり専門的で地味ですので、こうした議論あるいは認識というものが十分に世の中に伝わっていないと私も感じています。こうした第4次産業革命とか、データ駆動型イノベーションにとって、知財システムを整備するということがとても大事だと。

今回、我々はこういう整理をしたということを我々自身がプロモートしていかなければいけないのではないかと思います。ぜひ委員の皆さんにおかれましても、こうした成果を普及啓発していただきたいとお願い申し上げまして、御礼としたいと思います。

どうもありがとうございました。

○渡部委員長 ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、豊田大臣政務官より閉会の御挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○豊田大臣政務官 長時間にわたりまして、御審議まことにありがとうございます。本日は御多忙中、委員の皆様には御参集をいただき、まことにありがとうございました。

本委員会においては、データや人工知能という難しいテーマについて関連する技術動向が目まぐるしく変化し、先を見通すことが困難な中で、委員の皆様には計7回にわたり精力的に御検討いただいたこと、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

10月の初回の会合において、私のほうから我が国の産業競争力強化を図ることを目的として、知財システム全体を視野に入れた検討をお願いいたしましたところでございますが、本日の報告書（案）を拝見し、そのとおりの御議論をいただいたところでございます。今回の成果は次の知的財産推進計画2017の柱の一つとして盛り込ませていただき、日本政府の施策として、しっかりと反映してまいります。

本委員会における検討は諸外国の中でもかなり先進的なものであると認識しているところでございます。これを第一歩として、引き続き社会全体を巻き込んだ検討をしていくことで、国際的な議論を我が国がリードしていくことを期待し、委員の皆様には引き続きの御指導を賜りますよう、お願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○渡部委員長 重ねて大変ありがとうございました。この委員会はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。